

第2回

日本法令の国際発信の推進に向けた 官民戦略会議 議事録

- 第1 日 時 令和3年1月15日（金）自 午後 1時31分
至 午後 2時56分
- 第2 場 所 法務省大会議室（地下1階）
- 第3 議 題
 - 1 民間構成員からの重点要望事項に対する対応状況について
 - 2 令和3年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進について

議 事

○**柏木座長** それでは、予定の時刻となりましたので、第2回日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議を始めます。

本日の議題に入ります前に、前回の会議から構成員の異動がありましたので、事務局から新たに会議メンバーになられた方の御紹介と資料の確認をお願いいたします。

○**渡邊参事官** 法務省司法法制部で参事官をしております渡邊と申します。今年度から本会議の庶務を担当することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、新たに本会議のメンバーになられました皆様のお名前を御紹介させていただきたいと思います。

私の方でお名前を御紹介いたしますので、その後、一言御挨拶いただけたらと思います。

まず、欧州ビジネス協会会頭、ミハエル・ムロチェック様。本日は所用により御欠席となっております。

続きまして、日本弁護士連合会会長、荒中様。本日、所用により御欠席とのことであり、副会長の上田英友様に代理で御出席いただいております。

上田様、一言よろしくお願いいたします。

○**上田委員** 御紹介いただきました日弁連副会長の上田でございます。

2020年4月に新しい会長が就任いたしましたので、前会長の菊地裕太郎から引き継ぎ、参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

荒会長、本日、さきに予定されておりました別会議の参加のために出席がかなわず、大変申し訳ございません。代理として副会長の上田英友が出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**渡邊参事官** 続きまして内閣官房内閣審議官、木村聡様。本日は所用により御欠席とのことであり、同じく内閣官房副長官補付内閣参事官、田中様に代理で御出席いただいております。

田中様、一言よろしくお願いいたします。

○**田中委員** 内閣官房副長官補室の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○**渡邊参事官** 続きまして、内閣府対日直接投資推進室長、村瀬佳史様でございます。

村瀬様、一言よろしくお願いいたします。

○**村瀬委員** 内閣府対日直接投資推進室長の村瀬でございます。

今年は、対内直投の中長期戦略をまとめる年となります。日本法令の国際発信の推進に向けた取組、重要な要素と考えております。是非よろしくお願い申し上げます。

○**渡邊参事官** 皆様ありがとうございました。

続きまして、本日の配付資料を確認させていただきます。

皆様のお手元には、資料1として、「日本法令外国訳整備プロジェクトについて」という資料、資料2として、令和2年度における法令翻訳データ等の提出について（依頼）と題する依頼文、資料3として、外為法の一部改正法の概要情報及び個人情報保護法の一部改正法の概要情報、資料4として、平成28年5月20日付対日直接投資推進会議決定「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」、資料5として、

日本法令外国語訳データベースシステムリーフレット，資料6として，本日御欠席のEBC様からの御意見を配付させていただきました。

また，構成員の異動を反映しました本会議の設置紙も併せて参考資料として配付させていただいております。

○**柏木座長** それでは，議題に入りたいと思います。

まず，議題の1ですが，民間構成員からの重点要望事項に対する対応状況についてですが，事務局から説明をお願いします。

○**渡邊参事官** 第1回会議で取りまとめられました民間構成員からの重点要望事項に対する対応状況について御説明いたします。

資料1 ページの4 ページを御覧ください。

要望事項の一つ目，法改正に対応した迅速な翻訳公開を実現することに関する対応について御説明いたします。

皆様も御案内のとおり，翻訳作成工程で一番時間を要しているのは，各法令の所管省庁における翻訳原案の作成です。そこで，迅速な法令の翻訳公開の観点から，法務省において，他の府省庁が所管している翻訳原案の作成を行うことについて検討を行い，ユーザーの皆様から御要望が多い法令で，法令の所管府省庁が対応できないものについては，ごく一部ではありますが，法務省において翻訳原案の作成を行うことを考えております。

この点については，令和2年12月15日に閣議決定されました第3次補正予算案において，翻訳原案の作成費用として約1,000万円が盛り込まれており，この予算で法務省が翻訳原案の作成を行うことを予定しております。

続きまして，法令外国語訳を担当している司法法制部において範を示す観点から，令和2年5月に成立した外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正法の改正内容を反映した外弁法の英訳を公布日に即日公開させていただきました。

また，令和元年度から公開を開始しております法令の概要情報の英訳につきましては，令和元年度までは，法務省の所管法令に限られてございましたところ，各府省庁にも積極的な協力を依頼したところでした。その結果，令和2年12月末現在で，本会議において御要望のありました法令である，外為法の一部改正法，個人情報保護法の一部改正法などを含む合計13本の概要情報の公開を実現するに至っており，今後も積極的に公開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

資料2は法務省から関係府省庁に対する協力依頼を行った際の依頼文であり，資料3は外為法一部改正法等の概要情報です。適宜御参照いただければ幸いです。

また，本要望にございますAIの活用に関する検討状況については，後ほど御説明させていただきます。

続きまして，資料1の5 ページを御覧ください。

要望事項の二つ目となります。最新版を公開すべき法令等の翻訳漏れを解消することについての対応状況について御説明いたします。

民間構成員の皆様からは翻訳公開の御要望をいただきました法令については，関係省庁とも共有の上，可能な限り翻訳整備計画に盛り込んでおります。

また，その計画に盛り込むことができなかった法令につきましては，先ほど申し上げまし

た1,000万円の予算の中で、優先順位が高いものについて、関係府省庁とも協議の上になりますが、法務省において翻訳原案を作成することを考えているところです。

続きまして、資料1の6ページを御覧ください。

要望事項の三つ目となります。翻訳公開ホームページの機能強化を実現することについて御説明いたします。

この点につきましては、専用ホームページであります日本法令外国語訳データベースシステムについて、検索機能の強化や、スマートフォン、タブレット端末に対応した画面表示といったユーザーインターフェイスの強化等を行うことを考えております。このリプレイスの費用として、先ほども御案内しました第3次補正予算案において約1億円の予算が盛り込まれており、令和4年4月の新たなホームページの稼働を目指して作業を行っていく予定です。

続きまして、資料1の7ページを御覧ください。

最後となりますが、AIの活用に関する検討について若干の御説明いたします。

翻訳原案の作成には相当の時間を要していると先ほど申し上げましたが、翻訳原案の作成にAI翻訳を活用することで、その期間を短縮できないかと考えております。

そこで、法務省所管の再犯の防止等の推進に関する法律をAI翻訳エンジンを用いて翻訳し、その検証を行いました。この検証においては、総務省にも御協力をいただき、総務省傘下の国立研究開発法人情報通信研究機構、通称NICT（ニクト）の翻訳エンジンを法律分野用にカスタマイズしていただいたものを使用しました。

資料1の8ページを御覧ください。

検証結果の概要になります。

真ん中辺りになりますが、翻訳作成期間の短縮の効果は極めて大きいものの、一方で、一定の品質確保のためには専門家等による事後のチェックが不可欠であるということも確認されたところです。

また、この検証を担当したネイティブアドバイザーによると、過去の機械翻訳は英文として不自然で、誤訳するとすぐ分かるようなものが多くあったところ、それと比べると、現在の機械翻訳は一見すると自然な英語とはなっている、ただ、一方で、原文とは異なる翻訳が作成されてしまう傾向があるということでした。

資料1の9ページから11ページにかけまして、実際のAI翻訳の結果を載せておりますので、適宜、御参照いただけますと幸いです。

現在、法務省では、法務行政におけるAIやICT等の技術の活用を戦略的かつ迅速に検討するため、新時代の法務省AI推進会議を立ち上げ、法務行政の様々な分野におけるAI等の活用可能性やその在り方について、有識者の皆様に御知見、御意見をいただきながら検討を進めているところです。

AI翻訳に関しましても、今御紹介しました会議に御報告させていただき、様々な御意見を頂戴したところですが、AI翻訳については現在過渡期にあるとのことであり、法務省としましては、今後もその技術の進歩等を注視しつつ、AIの活用について検討を更に続けていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○柏木座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、委員から御質問ございますでしょうか。
何でも結構ですけれども、いかがでしょう。
よろしいですか。
それでは、御質問がないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。

○**柏木座長** 議題2は、令和3年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進についてです。
まずは、事務局から説明をお願いいたします。
民間構成員の皆様からは御意見を頂きたいと思っております。
では、お願いします。

○**渡邊参事官** 議題2につきまして、皆様から御意見を賜る前に、私の方から若干の御説明いたします。

本議題では、委員の皆様方に今後の本プロジェクトの推進の方向性などについて御議論いただければと考えておりますが、事務局としましては、特に次の点について御議論いただければと考えております。

まず、1点目として、令和3年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの新たな目標です。
2点目は、特に重点的に翻訳すべき分野についてです。
また、その他の本プロジェクトの体制等についても御議論いただきたいと考えております。
1点目について、補足して説明をさせていただきます。
資料4の4ページ目を御覧ください。

平成28年5月の対日直接投資推進会議決定、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」において、日本法令の外国語訳の拡充として、2020年度、つまり本年度までに「500以上の法令の外国語訳を公開することを目指す。」とされております。

次に、先ほど御説明した資料1の13ページを御覧ください。

青い棒グラフが年度別の公開法令数になります。平成28年度から令和2年9月末までに470法令を公開しております。

令和2年12月末での速報値では現在483法令となり、残すところ目標まであと17法令となっております。この対日直接投資推進会議決定の目標が本年度末で期限を迎えますが、おおむね達成する見込みということになります。

そこで、1点目の議題として、令和3年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの新たな目標について、本プロジェクトの司令塔となります本会議から御意見を是非とも賜りたいと考えているところです。

以上でございます。

○**柏木座長** ありがとうございます。

それでは、まず民間構成員の方から、お一人大体5分程度で御意見を頂きたいと思っております。
まずは、佐久間委員、お願いいたします。

○**佐久間委員** ありがとうございます。

まず、これまでの関係者の皆様の御努力に感謝申し上げたいと思っております。大変地道な作業を粘り強く遂行していただいてここまで来たということに関して、大変有り難いというふうに民間、経済界としては思っております。

今頂いた幾つかのお話の中で、やはりこれからの重点分野というところについて若干のコメントをさせていただきます。具体的にどの分野というよりは、そのプライオリティーを付けるときの考え方について申し上げたいと思います。

前にも申し上げていますがけれども、やはり使い手の目線でプライオリティーを付けるということが極めて重要だと思います。限られたリソースをいかに効率よく使うかという点においては、やはり使われるということが一番重要ですから、使い手の目線。それは具体的に言うと、誰がどのように使うかということを常に頭に置いて重点分野を設定していく。

もう、ここにおられる方、皆さん御案内のとおり、ある物事を法的にどうかということ判断するとき、法律の条文に始まりまして、規則等々をずっと見て行って結論を得るというのは、極めてプロの人ができることで、基本的に普通の人にはできない話だと思います。という点からすると、やはり私は、法令そのものの翻訳というのは重要ではありませんけれども、まずはやはり概要というのが極めて重要だと思います。

常に法律改正があったときに、そのまず概要が英文で発信されるということ、これが非常に重要だと思います。というのは、やはり普通の方というのは、飽くまでもその概要を見て、あ、法律が変わったな、じゃどうしようかと、こういうことを考えるわけですので、とにかく概要がまず真っ先に来ると。その上で、法令についてチェックしていくと。場合によっては、概要だけ出ていれば問題は分かりますので、あと法令については、極端な話、海外の方であれば日本の弁護士に調べてもらえばいいので、そういう意味では、やはり概要が重要だと思います。

更に言うと、分野に関わりますけれども、企業が直接関係するような外為法の改正だったり、そういうものについては、これは若干、法令を見る人が企業側にいるかもしれません。ただ、いわゆる市民の方が知りたいこと、例えば休業補償を幾らもらえるのかとか、税金だとか年金だとか消費者関係、これについて市民の方が自分で法律を見て調べるといったことはないと思います。

なおかつ、これは当然海外の人ですから、海外の人なり日本語を母国語としない人が法律を見て調べるといったことは当然ないわけですから、この人たちにとって何が重要かという点、概要だと思います。つまり、変わった若しくはその骨子というのが分かれば、あとはもう必要があれば専門家に聞く、役所に行って窓口に行く等々というアクションが取れるので、そういう人にとっては特に概要は重要だという点です。

ですから、いろいろなプライオリティーの付け方がありますがけれども、やはり概要、それもタイムリーに概要が出ていくということ。そのときに、よくあるのは、今日も資料が付いていますけれども、外為法の、役所が外為法の改正の日本語のパワーポイント資料を作ると、それを英訳するというのはいくつかのやり方としてはあるのですが、必ずしもそれは効果的でないと思います。

やはり日本語というのは、ある意味非常に漫画的に書かれていますので、そこは別に、要するに日本語の概要とは別に、英語として、英語を母国語とする人若しくは英語を理解する人が分かるような概要を作る。多分その場合は、余り矢印だとか絵とかではなくて、しっかりとした文章で簡潔にその中身をディスクリプしていくと、こういうような概要を別途作る。

なおかつ、それは中身が分かっていないとできないので、この作業というのは、やはりそ

の法令なりを主管した改正をやったところが責任を持って、必ずその改正等についての施行の日までにはその英文の概要というのを作って公開していくと、こういうことが極めて重要だと思います。

私からは以上です。

○**柏木座長** ありがとうございます。

続きまして、久保田委員、お願いします。

○**久保田委員** 久保田でございます。

では、数値目標、概要情報、法務省アシスト、ホームページの4点について、各々簡潔に申し上げます。

まず、1点目ですが、今年度中に500という数値目標の、次期目標につきましては、AI翻訳とか概要情報の充実によって100程度は上乗せできるのではないかと私は思います。例えば2025年までに最低限600以上の法令及び概要情報の外国語訳を公開するというのはいかがでしょうか。予算、体制を充実して、AI翻訳技術の向上や概要情報の公開拡大につながれば、対日直接投資の拡大に資すると思われまます。これが1点目です。

2点目ですが、法令以外にも、今、佐久間委員がおっしゃったのに完全に同意するのですが、概要情報の公開を昨年度から開始して、既に13本公開した点というのを高く評価いたします。対日直接投資を拡大するには、やはり日本以外からのホームページのアクセス数の向上というのが必要なのですが、頂いた資料の17ページにも示されておりますように、日本以外からのアクセスは15%以下でございます。この状況を改善するには、法令外国語訳データベースシステムの海外における知名度を高めることに加えて、やはりこれこそ佐久間委員がおっしゃられたように、外国人でも理解容易な概要情報、これを充実させることが考えられます。

また、概要情報につきましては、アップデートが遅れている租税法分野について、私の聞き及んだところだと、来年度から公開予定と伺っておりますが、その他の例えば消費者法とか知的財産権法とか、そういうところも併せて是非よろしく願いできればと思います。

3点目ですが、公開法令の最新版へのアップデートや翻訳漏れを解消する上で、法務省が翻訳原案の作成段階で他省をアシストする活動、これについても私としては期待が大きいわけでありまます。警察庁所管で犯罪収益移転防止法とかマネー・ローンダリング関係の法律があるのですが、こちらは、警察庁自体の関心はどうしても低いので後ろに回されがちです。民間のユーザー目線に立つと関心はすこぶる高いので、是非、こういう法律は法務省が積極的にアシストしていただければ幸いです。

最後、4点目ですが、ホームページについても、来年度にシステムのリプレースが予定されていると資料にありましたけれども、例えばローマ字検索を可能にするなど、検索機能の強化に引き続き努めていただければ幸甚であります。

以上でございます。

○**柏木座長** ありがとうございます。

それでは、セドラック委員、お願いいたします。

○**セドラック委員** (以下、通訳を介して発言)

本日は、私、それからACCJの意見を述べる場を設けていただき、誠にありがとうございます

います。

我々は、法務省のこういった取組、現在進行形ですけれども、非常に素晴らしいものだと感謝しております。特に新しい法律について、特にデジタル関連の法律について、このような取組が行われていることを大変喜ばしいと考えております。

それから、法務省の方で行っていただいている迅速な翻訳の公開というものについて、特に重要な法令、例えば個人情報保護法ですとか、そういったものを御用意いただいていることに大変感謝しており、素晴らしいことだと考えております。

英語に翻訳された個人情報保護法については、少し分かりにくい部分もあるかなという印象はあるのですが、それについても様々な改善の方法などをお考えいただいているということで、有り難く思っております。

先ほど佐久間様もおっしゃっておられましたが、概要、それから法改正があった場合の翻訳、そういったものが迅速に公開されることが非常に重要だと考えております。

とりわけ、デジタル関連の法律や規則、それからそういった重要性の高い法律や規制、たとえ概要であっても構わないのですが、そういったものが迅速に公開される、翻訳されるということが非常に大切だと考えております。

これは、世界の規制の基準ですとかスタンダードというものに日本が沿っていくという意味でも非常に大切だと思います。

それから、AIの活用についてなんですが、実は私が勤めております法律事務所は、AIの首都と呼ばれているピッツバーグですとかシアトルの方にルーツがございまして、多くのAI技術がそこで開発されておりますので、AIを使っただくというのは大変有り難いことだと思っております。

まず、法務省の方でこういったAIを使っただく、実際に検証もしていただいて、なかなか良い結果もある程度は出ているというところにつきまして大変素晴らしいと思います。ただ、AIのみとなってしまうと、必ずしもAIで翻訳の正確性の全てがカバーできるという自信は現時点ではちょっとないかなというふうに考えております。

まず、そもそもとても難しいということは理解しています。そのスピード、それから正確性、コストというもののバランスを取るということは非常に難しいということは理解しております。場合によっては、ある程度の出来である原案、ドラフト案と言いましょか、そういった翻訳の方が、3年後に正確な翻訳を出していただくより助かることがあるということだと思います。

そこで、一つ御提案というか、このようなやり方も考えられるのではないかと思います。けれども、こういった翻訳をしていく上で、いろいろな段階というものがあって、ステップがもともとあると思うのですが、まずAIを使って人間がチェックをしないバージョンを作る、これが一つ目です。もう一つの段階、次の段階として、AIを使って作ったものを日本語から英語の翻訳をする翻訳家にチェックしてもらったものを作る、これが二つ目です。そして、三つ目に、AIが作成したものを英語のネイティブスピーカーと、そして日本語から英語に翻訳ができる法務専門の翻訳家がチェックしたもの、この3段階で用意することができるのではないかと考えております。

そして、翻訳の精度を示すために、それぞれに、今のこの翻訳は、例えば、第1段階のものである、第2段階のものである、第3段階のものであるというように、印をつけるとい

うようなことはできないのかなというふうに考えております。

前回の会議のときに、いろいろうさく申し上げてしまったのではないかと思うのですが、ネイティブスピーカーによるチェックを是非行っていただきたいとお願いしたかと思うのですが、その結果かどうかは別として、今回頂いた配布資料の中で、法務省の中で実際にネイティブスピーカーの専門家の方がチェックをされているというのを見て、大変うれしく思っております。

そして、最後になりますが、検索機能につきまして、ウェブサイトの方ですね、これをアップグレードしてくださるというお話を聞きまして、大変有り難いと思っております。と申しますのも、現段階ではやはり少し煩雑であったり、使いづらい部分があるからです。

繰り返しになりますが、改めまして、ACCJ、そして私にこのようなお話をさせていただく機会を頂きまして、本当にありがとうございました。

○**柏木座長** どうもありがとうございました。

それでは、続きましてフット先生、お願いします。

○**フット委員** 昨年の基本方針2020、成長戦略フォローアップなどで、翻訳プログラムの様々な面に対する取組の強化を大いに歓迎しております。

先ほどから概要の情報のお話は何人からも出ていますけれども、私も正にその概要情報はとても重要であると思っています。

いろいろとコメントが既に出ましたけれども、私も高く評価しています。資料には外為法の例が出ていますが、そのほかにも幾つかの概要情報を拝見いたしました。たまたま先日の授業において戸籍法の話が出ましたので、戸籍法の概要情報を読んでみました。その説明は、まず戸籍とはそもそもどのようなものなのかということから、歴史的背景、そして法改正への流れの話などから始まります。先ほど佐久間委員から、図とか絵ではなく文章でという方がよいという、外国人にとってよいのではないかというコメントがありましたけれども、私は戸籍法の説明では、図や絵を使って非常に分かりやすくなっているように思います。改正の要点の説明も出ていますが、実に分かりやすくて、うまくできている概要情報であると思いました。そのようなものを更に作成していくべきであると思います。もう一点、この関連で付け加えますと、英語版に加えて日本語版もありますが、このような概要は、外国人のみならず、日本人の一般市民にとっても分かりやすい資料になっていると思います。ですので、是非このような分かりやすい概要を更に作成して、また広く紹介すべきであると思います。

これまでの取組を評価しておりますが、今後の課題について二、三点を挙げたいと思います。まずはユーザーフレンドリネスというような関係で、以前からデータベースの知名度と併せて使いやすさ、使い勝手の良さが課題となっております。今般のウィズコロナ時代において、相談できる窓口や図書館が閉鎖となったり、アクセスが困難となったりしている以上、更にインターネット上で分かりやすいものを探し出してアクセスできることが重要となっております。

その関係で、今回の資料5の1と5の2は、JLTのリーフレットですが、私はそれを高く評価しております。データベースの様々な特徴や簡単に読みやすい使い方の説明などで、ホームページにある説明よりも、よほどユーザーフレンドリーであるように思います。

しかし、そのリーフレットをネット上で何度も捜してみましたが、見つかりません。

もちろん、リーフレットをプリントアウトして配布するのもよいですが、正にこのようなものをインターネット上で広く公開しておいて、グーグルサーチで法律の翻訳を探しているとき、トップの方に出てくるような工夫があってもいいものではないかと思えます。せめてデータベースのホームページの上に About this site のような項目を設けて、リーフレットの紹介をした方がいいと思えます。

次は、AI の活用関連ですが、これは先ほどのセドラック先生と似たようなコメントですけれども、今後はAI を大いに期待していますが、今回の例を見ますと、やはりまだAI のみであることは非常に難しいかと思えます。今回の資料1にもあったと思えますけれども、中には、元々の原文は余りにも難解で、翻訳しにくいこともあると思えます。しかし、日本の法令のスタイルは確かに難解ですけれども、スタイルは大体同じスタイルは使われていますので、機械学習、マシンラーニングを通じて、場合によっては比較的早い段階からAI がより良い成果が出るのではないかと期待したいです。しかし、今回の例を読んでみて、まだまだAI の活用に加えて、当然に翻訳スタッフによるチェックが必要ですし、翻訳スタッフの増強も重要だと思えます。特に、AI をよく理解している人で、機械学習対応のできるようなスタッフを充実していくべきだろうと思えます。

最後に、どのような分野か、あるいは具体的にどの法令に重点を置くべきかということに触れてほしい、ということですが、もちろんビジネス関連はとても重要ですが、私の方から、日本に在住している外国人の生活にとって重要なもの、そして海外の学者や学生に関心のありそうなものを挙げたいと思えます。

未翻訳の上位30の法令のリストを拝見したところ、地方税法、消費税法、健康促進法など、これはあるいは前者の在住している外国人にとって重要なのではないかと思えます。また、海外の学者は、特にゴーン事件以降、刑事関連のものに非常に関心が強くなっていますけれども、リストを見て、公職選挙法の翻訳がまだ出ていないというのは驚きでした。これは法学者だけではなく、政治学者にとっても非常に関心が強いはずで、そのほかにも幾つか具体的なものもありますけれども、私の方から、ビジネス以外、特に日本在住の外国人、そして海外の学者、学生の関心のありそうな法分野にも重点を置くべきであるかと思えます。

私からは以上です。

○**柏木座長** フット先生、ありがとうございました。

それでは、上田先生、お願いいたします。

○**上田委員** ただいま御紹介いただきました日本弁護士連合会副会長の上田でございます。

本日は貴重な発言の機会を頂きましてありがとうございます。

まずは、令和2年度の実施の成果として、法令の概要情報の英訳公開の実施が各省に拡大して進められ好評を得ていること、また今後も前向きに実施を推進することについては大いに評価させていただいております。今後も、各省庁において法令の概要情報の迅速な翻訳、公開が継続的に行われ、この実施が定着し、利用者の利便性向上に資するものとなることを期待しているところであります。

また、関係府省庁においては、翻訳整備計画の策定と予算の確保に御尽力いただき、令和3年度には翻訳公開ホームページ上の機能の改善が図られる予定であるということも大変喜ばしいことであります。この機会に、ユーザーフレンドリーな機能を備えたホームペー

ジに改善されることを期待しております。

さて、令和3年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進につきまして、民間団体の一代表として、利用者目線として3点ほど意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず第1に、令和2年度末で5か年の目標の期限が満了するということでもありますので、令和3年度以降についても、同様に新たな数値目標を設定することが必要であると考えます。前回の目標が「2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳を公開することを目指す。」ということでありましたので、次期の目標といたしましては、2025年度までに600以上の法令の外国語訳を公開するというのがよいかと思っております。これは、先ほど久保田委員の方からも御意見を頂いたところであります。過去の実績を踏まえまして、前回の目標に100件程度プラスすると、こういったことは達成可能ではないかと思われるところであります。

一方で、そのような目標を達成するための翻訳作業に当たりましては、翻訳人材の確保、翻訳の質や正確性の確保、それに伴う予算の確保など、様々な課題もありますので、これらの課題の解消に向けて、引き続き翻訳体制の整備強化を図っていただきたいと思います。

第2点でございますが、特に重点的に翻訳すべき分野についてでございます。昨年、民事訴訟法、破産法などの民事分野の基本法や税法関係、行政規制関係等の重要法令を優先していただきたいと思います、そういった要望を出させていただいております。まだ整備計画に計上されていないものもあるようですので、引き続き要望いたします。

また、国内外の法人や企業等の利用者だけではなく、日本で暮らす外国人の方、こういった方の増加によりまして、在日外国人の方にも利用が促進されますように情報を発信する必要があると考えます。日本で暮らされる外国人の方にとって有益な情報としては、労働、税金など、暮らしに関わる分野などが挙げられます。

また、政府の重要施策である基本方針2020、骨太の方針の成長戦略や対日直接投資との関係で知的財産に関連する分野などが重点的に翻訳すべきものとして挙げられると思っております。

第3でございますが、迅速化に向けた方策としましては、ITやAIの技術を翻訳工程に導入することによりまして、翻訳の加速化が大いに期待できると考えておりますので、ITやAIの技術の導入推進を引き続き要望いたします。

既にAI翻訳の導入の可能性に着手いただいておりますが、翻訳内容の検証結果を拝見しますと、人間によるチェックが不可欠であるといった翻訳の正確性の点において課題があることが判明しております。これらの技術は、まだ完成されたものではなく、利用に当たっては、何をどのようにAIに学習させるのか、難度の高い翻訳の正確性をどう確保するのかといった難しい課題があることも事実ではございます。

しかしながら、現在の社会生活におきまして、また将来に向けて、これらの技術を活用するという選択は間違った方向ではなく、時間を要したとしても、利用者が求めるニーズを聞きながら、一つ一つの課題を克服していくことが大切だと思います。是非長い目で継続して取り組んでいただきたいと思います。

最後ですが、その他の要望としまして、翻訳希望法令のアンケートが年に1回実施されておりますが、利用者のニーズをいつでも集めることができますように、ホームページ上で

希望を受け付けるようにしていただきたいと思います。これは、既に現在のホームページ上で「ご意見・ご要望」覧というのが設けられているとのことですが、翻訳希望の旨を伝えてよいものか、やや分かりにくいことがありますので、ホームページを改善される際には、是非いつでも翻訳希望を受け付ける旨を一般の利用者にも分かりやすいように表示していただければ幸いです。

今申し上げました点も含めまして、本会議での我々民間側構成員の要望につきましては、第1回会議と同様に、座長においてお取りまとめいただいた上で、政府に提出いただければと考えております。

以上でございます。

お時間頂きましてありがとうございました。

○**柏木座長** ありがとうございます。

大島委員、お願いいたします。

○**大島委員** 大島でございます。

来年度以降の本プロジェクトの推進に当たっては、新規に立法された法令や改正法の概要情報なども併せた目標件数を設定して取り組んでいくことが望ましいと考えます。

翻訳する法令の分野については、ある意味当然のことではありますが、外国からの投資を呼び込む上で、ビジネスに関する法令の英語化は不可欠ですので、優先的に取り組んでいただきたいと思います。

先ほど事務局から御説明いただいたとおり、これまでの重点要望事項の取組を進めてきた中で、今後の課題はある程度明確になっていることと思いますが、私からは4点、意見を申し上げます。

まず、一つ目は、プロジェクト全体に関することになりますが、英語を母国語としない中国や韓国などのアジア諸国、フランスやドイツなどの欧州諸国において、法令の国際発信に関してどのような取組が行われているかを調査し、その状況を踏まえて、今後必要な取組を洗い出してみたいかかと考えます。

二つ目は、各省庁における英訳の原訳原案作成についてですが、現在は英訳作業を外注できる省庁もあれば、担当者が業務の合間に作業しなければならない省庁もあり、対応はばらばらであると聞いています。各省庁における翻訳体制の整備を早急に進めると同時に、省庁間での翻訳作業の平準化や担当職員の作業負担の軽減を図るなど、プロジェクト全体の推進体制を整備する必要があると考えます。

三つ目は、今申し上げました翻訳作業の平準化や担当職員の作業負担の軽減にも関係する内容ですが、敏速かつ正確な翻訳を実現するには、AIなどのデジタル技術の活用が不可欠だと考えます。ディープラーニングを備えたAI翻訳を実用レベルに到達させるためには、時間的にも金銭的にもコストが必要となりますが、目先の費用対効果にとらわれることのないように、長期的、中長期的を見据えて、実用化に向けた取組を着実に進めていただきたいと思います。

次に、四つ目ですけれども、日本法令外国語訳データベースシステムについてです。前回も申し上げましたが、現在のウェブサイトは、誰がどのようなニーズに基づいて利用しているかをしっかりと調査すべきと考えます。その上で、ウェブサイトの利用者から、今後、外国語化を望む法令や使い勝手が悪い点を具体的に聞き出していくことが要望を実現して

いくための近道だと考えます。

ただし、現在は日本国内からのアクセスがほとんどですので、外国からのアクセスを増やす方策を検討してみてもどうかと考えます。例えば、日本で事業をしたり、安心して生活を送るために必要な情報を探している外国人にターゲットを絞る方法が考えられます。ターゲットを明確にすることで、翻訳が必要な法令は何なのか、分かりやすいホームページにするにはどのような要素が必要なのかも明確になるのではないかと思います。

私からは以上でございます。

○柏木座長 どうもありがとうございました。

以上で各委員の御意見の御発表を終わりましたけれども、佐久間委員から何か御質問、御意見ございますか。

○佐久間委員 ありがとうございます。

ちょっと最初に発言させていただいたのですが、まず最初に申し上げた使い手の目線でやはり優先順位を付けるべきだということについて若干補足させていただきたいと思います。

その点で、アクセス数が海外からの件数が少ないということが、このシステムが使われていないということではないと思います。このシステムというのは、基本的に海外からのアクセス数が多いものではないと思います。これは日本の方が使うシステムと考えてもいいぐらいのものだと思います。

というのは、海外の人が日本の法令を調べるときに、英訳から入るというのはもちろんあるのですが、基本的に本当にできる人であれば、それは原文を見るということになりますし、実際に例えば、先ほど話の出た在日外国人の方、こういう人たちが法律を見て、税法がどうなって自分の税率がどうなるかを判断することというのはまずないと思います。これは、我々日本人が自分の税金どうするかというときに、日本の税法を法律から始まって通達まで全部見て判断する人がいなくて、結局は、それは専門の税理士さん、弁護士さんに相談するということになるわけで、そういう意味で、基本的にこのシステムというのは、日本の専門家の方が海外のクライアントなり海外の専門家とやり取りするときに、日本語の法律を訳す際に最大効果を発揮するものだと私は思います。

これは、私の実務経験、長い間そのようなやり取りをしましたけれども、そういうときには非常に使える、つまり海外の弁護士に日本の法律上何か問題があるということで相談するときに、日本の法律を説明するときに、公的な訳があるとそれが使えるということで、我々がアクセスする、日本側がアクセスするということになるわけです。なので、決して海外からのアクセスが少ないからこれが使われていないということではないということの一つちょっと申し上げたかったというのが1点。

それと、皆さん、法令そのものの翻訳は非常に重要でよく分かるのですが、やはり最重点はアウトライン、概要、それも、これは法律の改正があったらもうそのタイミングで必ず概要が英語として出ていくということをややはり最大重点を置いていただきたいと思います。もちろん、リソースがあれば、法令そのものもどンドンと訳を進めていっていただくというのは重要なことなんですけれども、やはり概要が英語で発信されるということが非常に重要だと思います。

その点で、さっきフット先生が言われたように、文章じゃなくて絵なり矢印を使った方が

分かりやすいということであれば、もうそれはそれでいいと思います。それはもうフット先生の言うとおりでと思いますので、そこは私はこだわりません。

それと、もう一つ、先ほど申し上げなかった点で、非常に国策的な重要なテーマというのがいろいろ今あります。例えば、オリンピックは一つですけれども、日本を国際金融センターにするんだというのは一つの政策としてあると思います。そのときには、やはりその政策に関わる法改正なり、制度についての概要は、各省ではなくて、一つのサイトを見れば、それについて全部分かるような、そういうふうなしつらえを考えるべきだと思います。

これはどうしても日本の場合、縦割りになっていますから、金融庁がこうやる、経産省がこうやる、国交省がこういうものを国際金融センターのために何か手当てするという、それぞれを見るのではなくて、国際金融センターということで関係する法律のその概要が英語で分かると、こういうようなサービスも考えるべき。これは法務省の方に言うにしておはちょっと広いわけですけれども、今日は内閣官房の方も来られていますので、これは政府一体になって手当てするべきだと思います。

以上です。

○**柏木座長** ありがとうございます。

情報発信が大切で、概要が大切であると、全くそのとおりだと思います。

それでは、次に法務省の推進会議座長の阿部先生から御意見を頂きたいと思います。

阿部先生、お願いします。

○**阿部オブ** 阿部でございます。

本日は貴重なアドバイスをありがとうございました。

私の方からは、3点お話しさせていただきたいと思います。1番目は効率化、迅速性の問題、2番目には優先順位、プライオリティーの問題、そして3番目にホームページの機能強化、ユーザー目線に立った利便性の強化という順番で話させていただきます。

1番目、効率化、そして迅速化ということでございますが、今までは、むしろ法令翻訳の正確さということに非常に重点が置かれておまして、その正確さが担保できるような仕組み、流れで作業を継続してきた。この点、今までの経験の積み上げで仕組みは完成しつつある。例えば、法令の対訳辞書は、高い精度を持って、統一性を持った法令の翻訳ができるノウハウが詰まったものです。

ただ、皆さんからいろいろと御意見をいただいたように、やはり迅速性というものは大変重要な課題と認識しています。もちろん正確さを犠牲にした迅速性ということではないのですが、ある程度の許容性も勘案しながら、スピードと正確さが、バランスが取れた形で達成できるように、これから推進会議を運営してまいりたいと考えております。

この効率化、迅速性との関係で、皆様からA Iの活用に関して御意見をいただきました。A Iを法令翻訳の現場に定着させていくためには、A I翻訳を重ねて専門家がチェックするなど、当面はむしろ時間やコストがかかります。しかし、将来を見据えたときに、今の段階でA I活用に向けた準備を進めておかなければならないと思いますので、これから法令翻訳に特化したA Iを作り上げていく、つまりA Iに翻訳作業を学習させていくために、何をすべきか検討してまいりたいと考えております。

2番目のプライオリティーの問題ですが、今まで、対日直投への活用を優先課題と考えてきました。しかし、今後は、ユーザーの多様性ということも考えて対応を図ってゆきたい

と考えております。

今までは、法令の外国語訳のみに焦点が当てられてきたわけですが、今日、御意見をいただいた概要、つまりアウトラインの活用は、非常に効率的で、かつユーザーの利便性も高いということが判明しています。法令翻訳と概要の発信を組み合わせながら、多様なユーザーのニーズに対応できる迅速な情報公開に努めてまいりたいと思います。

3番目、ホームページの機能強化、これは正にユーザーが何をホームページに期待しているかということに基づき、ホームページの機能をアップデートすることになります。こちらの方は、令和3年度に実現予定です。今後も、ユーザーのニーズがどこにあるのかを正確に把握しながら、ホームページの一層の機能強化に取り組んでまいります。

以上の3点を中心に法務省及び関係省庁と協力、連携を強化して法令情報の海外発信サービスの質を改善してまいります。

○**柏木座長** どうもありがとうございました。

それでは、これまでの御意見を踏まえて、令和3年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進について、意見の交換を行いたいと思います。

どなたからでも結構ですので、御発言いただけますでしょうか。

久保田委員。

○**久保田委員** 上田副会長の御発言ですが、2025年までに最低限600以上の法令の外国語訳を公開するというのは、私も支持いたします。AI翻訳等の活用によりまして、既存の公開本数を100程度から600程度まで、100増やすということは十分可能です。今後の技術の進展度合いや社会情勢等、これは不透明なわけですが、これを踏まえて適宜柔軟に見直すこととすれば、不測の事態にも対応できるかと思えます。

以上です。

○**柏木座長** ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

上田先生。

○**上田委員** 久保田委員の発言とも重なりますし、先ほど申し上げたところなのですが、先ほど、次期の目標として2025年度までに600以上の翻訳、外国語訳を公開することを御提案申し上げました。この600という数字は、最低限の目標としていただきたいと実は考えているところであります。

現在も、本年度は様々な要因があったと思いますけれども、過去5年間の平均でいきますと、年間約100本の翻訳法令が公開をさせていただいておりますので、今後のAI技術の進歩などを踏まえれば、更に公開本数を増やすことはできるのではないかと考えているところであります。

その上で、目指すべき目標本数につきましては、技術の進化や社会の情勢、また今後の翻訳法令の公開状況を踏まえまして、適時見直すことをしていただきたいということも考えております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○**柏木座長** ありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

セドラックさん。

○セドラック委員 ありがとうございます。

一つ、簡単な御提案というか、可能かどうかというのは分からないのですが、御提案させていただきたいのですが、翻訳体制、翻訳人材の強化という点になるのですが、英語のネイティブスピーカーで日本語が堪能な人材、そういった人たちにトレーニングを施すといったことをできないかという御提案なのですが、特定のトレーニングを受けていただいて、研修を受けていただいた上で、その後、法務省で例えば3か月、実際に翻訳事業に当たってもらい、その後、そういった人材をどの段階でも、例えば新しい法案ができた際などに、アドホックの形でそういった人材を使って翻訳を行っていく、そのような研修体制といたしましょうか、人材強化の体制というのが構築できるのではないかなと思ひまして、今回御提案させていただきました。

以上で、簡単な御提案ですけれども。

○柏木座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

フット先生。

○フット委員 先ほど海外からの利用が少ないということ、また日本に住んでいる外国人は直接アクセスではなく、弁護士経由、弁理士経由などになるであろうという話でしたけれども、海外から、確かにパーセンテージとしては当然に日本からのパーセンテージが一番多くなるだろうと思ひますけれども、海外においても日本法に関心のある学者ですと、もう既に日本語のできる学者も、日本との比較法を専門としている人は当然に日本語はできるはずですが、しかし日本法に関心があるけれども、日本語のできない学者も多いし、学生も多いわけです。そういったところからも、直接、本当は法令の原文を読みたい人もいます。しかも外国人、外国に住んでいる外国人も、日本に住んでいる外国人で、司法へのアクセスの関係で、もちろんお金があれば弁護士に相談するかもしれませんが、しかしこれはそもそも弁護士に相談するまでであるかどうかということさえ知らない、あるいは資力が少ない人や弁護士へのアクセスが困難な場合、中にはやはり原文も読みたい、というポテンシャルユーザーもいるはずで。

この関連で、先ほどの概要情報の重要性の点お話が出ましたが、まず概要情報等はどういうものなのかということについて、ホームページを見ただけではなかなか分からないと思ひます。リーフレットには、結構分かりやすく、背景などの説明もあるということを紹介していますけれども、ホームページを見ただけで、アウトラインは何なのかということも分からないわけです。先ほど例として挙げた戸籍法の概要はかなり分かりやすい、簡略化したもので、戸籍はどういうものなのか、歴史的背景の説明もあります。そういった概要、私の想定しているのはそういった概要です。この法律はそもそもどういうものなのか、何を焦点にしているのかのところからで、最近どのような改正があったかだけではなく、その法律のエッセンスが分かるような概要であれば、それは日本に住んでいる外国人は大いに歓迎するだろうと思ひますし、広く使われるだろうと思ひます。

ですので、まずそのような概要の作成も重要ですが、それをまた知名度を上げる必要もあります。私の知り合いで、アメリカにおいて日本法を教えているアメリカ人で、このデータベースは何年も前から、すばらしいリソースとして、学生などに宣伝してきましたが、そういった紹介が非常に少ないと思ひます。これから、さらに使いやすくなるということ

ですが、使いやすくなればなるほど紹介しやすいはずだと思いますが、とにかく海外においても、また国内においても、更に知名度を上げる必要があるだろうと思います。

○柏木座長 ありがとうございます。

佐久間委員，どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

私から2点。

まず，1点は，目標を掲げるとするのは非常に何事においても重要なことなので，適切な目標を掲げて，それを目指してやっていくというのは重要だと思います。

もう一つ，やはり今まで既に法令翻訳を終えている法律というのは，極めて重要だから優先的にやってきた法律だと，こういうことです。したがって，それらの法律の改正があった場合は，それは極めて重要であるということです。今のシステムですと，必ずしもアップデートなものがそのまま載っているわけではないという問題がありますので，今までやった優先順位の高いものについての改正があった場合は，それを踏まえたその法令の翻訳というのが非常に優先度が高いと思います。つまり，これから新たな法令翻訳を加えていくということも重要ですが，本来はそちらの方が重要だと思います。そうでないと，要するにアップデートのものが載っていない限り，余り意味がないわけですから，そこは頭に置いて優先順位を決めていただきたいというのが1点。

あと，2点目は，フット先生のおっしゃることはもっともなのですが，対日投資を進めるという点では，海外企業がどういうふうにするかという点で，私が述べたということです。つまり，海外企業の人間が日本の投資を決めるときに，日本の制度，法律がイシューになった場合，この場合には日本の法律を英文で見ると決めるということはまずしないわけです。彼らが日本の弁護士に聞か，自国の弁護士に聞いて，その弁護士が日本の弁護士に聞くと。その弁護士間のやり取りか専門家の間のやり取りの中で，部分的に非常に重要な条文，肝になる条文がありますから，そこは英訳するとこうなんで，したがってこういうことはできないんですよと，こういうやり取りになるので，そういう意味でアクセスはダイレクトには余り起きないということを申し上げました。

ただ，当然，学者の方だとか他国の政策決定者，こういう人たちが日本の制度をどういふものかという俯瞰（ふかん）しようと思った場合には，確かに先生がおっしゃるように，日本の法令を言葉のできる人は直接見るにせよ，その場合であっても，やはり全体を素早く見るためには英訳が便利だということもありますし，逆に日本語のできない方は英語を見て全体を俯瞰（ふかん）するというので，そういう点ではフット先生のおっしゃったことはそのとおりだと思います。

以上です。

○柏木座長 ありがとうございます。

それでは，大分時間も押し迫ってまいりました。あと，御意見のある方，お一方だけ受け付けたいと思います。どなたかいらっしゃいませんか。

よろしゅうございますか。

いろいろと御意見をありがとうございます。

お聞きしていると，日本の法令の外国語訳，翻訳から出発したのですが，その目的というのは，日本の法律情報の海外発信，あるいは国内にいらっしゃる外国の方もいら

っしゃいますから国内発信でも構わないんですけれども、英語による発信ということがどうも目標になっているみたいです。特に佐久間委員から概要が大切であると、概要は翻訳じゃなくても構わないという御発言がありましたけれども、これも非常に重要な点で、法令は翻訳をしないと、条文を翻訳しないとほとんど意味がない、だけれども概要は中身の情報を伝えることが主目的になるのです。

だから、そうすると、翻訳でなくても構わない。例えば、さっきフット先生がおっしゃった戸籍の問題というのは、アメリカに戸籍はないわけで、アメリカ人に戸籍を説明する、まずは説明しないといけない。つまり、外国人向けの説明と翻訳とは目的が違ってくるといようなことも考えないといけないということを感じました。ちょっと座長の権限を外れましたけれども、御勘弁ください。

それでは、どうも貴重な御意見をありがとうございました。

本日、皆様から頂いた意見につきましては、いずれも方向性としては大体共通していると考えます。その内容は、これから令和3年度以降の数字目標は最低600以上というような声が出ておりました。それから、重点的に翻訳すべき分野に関する事、それからAIなどを利用して翻訳の迅速化を図ることの3点にまとめられると思います。

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議の開催についての3にあるとおり、本会議は、関係省庁連絡会議に対し、「必要な資料の提出及び説明を求め、又は意見を述べることができる。」とされております。本日、皆様から頂きました御意見につきましては、できる限り具体的な内容や目標として書面にした上、事務局を通じて関係省庁連絡会議に報告していただくのが適当ではないかと考えております。よろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

ありがとうございます。

また、お伝えする内容につきましては、今上げました3点にすることとし、その詳細につきましては座長に一任していただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

ありがとうございます。

では、次に仲條オブザーバーや政府側の構成員の方から御発言や御意見がありますでしょうか。

○仲條オブ J E T R O の仲條でございます。

関連してちょっとお話をさせていただければと思います。

まず、先ほど対内投資の観点からの政策パッケージについて御紹介をされましたけれども、同じページの法令の外国語訳の拡充の下に、更にといことで、これを補完する観点から、J E T R O において、会社設立・運営に係る各種手続について、分かりやすい英語の解説を作成し、英文ウェブサイトに掲載するという項目がございます。

これをちょっと御紹介させていただきたいのですが、こちらに「Laws & Regulation」という冊子、これはホームページにも載せています。これを作成しております、会社の設立に関するところがございますので、会社設立、在留資格、税、それから人事、給与ですね、それから商号とか商標について、こういった点について日、英、独、仏、それから中国語、これは簡体字と繁体字と両方作っておりますけれども、韓国語というような形で翻訳をして載せてございます。

それから、法規制面で外国企業からよく寄せられる声でございますけれども、特に素材であるとか医薬、医療機器などの割と規制が多い業種から、やはり関連の法のみならず、関連の例えば政令であるとか通達も含めて英文の情報が欲しいという声がございます。ただ、これ、全て英文に翻訳するというのは、これはまた大変な作業になってまいりますので、やはりここについては関連関係の府省庁での相談の対応というのも重要な点ではないかということでございます。

JETROも、先ほど申し上げたようなホームページに、今後チャットボットなどを設けながら、ポテンシャルのある外国企業や投資家からの相談なんかの対応を強化していこうと思っておりますけれども、各府省庁と連携をいたしまして、その法令規制の英語での情報の提供を含めてやっていきたいと思っております。

なお、法令翻訳データベースについても、私どものホームページとのリンクを貼っているところがございます。

以上でございます。

○**柏木座長** ありがとうございます。

それでは、次に対日直接投資事務局の村瀬室長、お願いします。

○**村瀬委員** ありがとうございます。

先ほども御議論いただきましたけれども、配布資料の1の2ページに書いていただいているとおり、政府の最重要施策の一つだと認識しておりまして、今年、実は2020年までに35兆円の対内直接投資の残高を達成するという国家目標がございまして、実はそれを達成できたならば、この2021年に新たな中長期戦略を策定するということが閣議決定で決まっております。骨太の方針2020などでも位置づけられておりますけれども、今年の春に新たな中長期戦略を策定すると。この中で、新たなKPIを設定をして、きちんと達成目標を設定した上で、この対内直接投資の実現に、更なる促進に向けた取組を進めていくということになってございます。

その中で、今御議論いただいております日本法令の外国語訳の整備プロジェクトについても重要なファクターだと認識しておりまして、本日御議論いただいておりますとおり、野心的な目標を是非設定していただき、是非ユーザー目線、それからニーズに合った形での重点的な翻訳すべき戦略分野ということも設定いただければと考えてございます。

御議論いただいたような結果につきましては、我々としても、そういった戦略の中にしっかりと位置づけて、来年の夏の閣議決定のプロセスまで進めていきたいと思っておりますので、引き続き御検討のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○**柏木座長** どうもありがとうございます。

それでは、知財事務局、渡邊次長。

○**渡邊委員** ありがとうございます。

今日、何人かの委員の先生方からも知財関係の法令についてコメントを頂きましたので、一言申し述べさせていただきますと思います。

今日テーマにもなっております日本法令外国語訳整備プロジェクトにつきましては、私どもが毎年出しております知的財産戦略本部で決定した知的財産推進計画2020、今年の5月に出したものですけれども、ここの中でも重要政策の一つとして掲載をさせていただきました。知的財産関係の法令が外国語に翻訳され海外に発信されるということにつつま

しては、日本の知的財産に関する取組が国際的にしっかり周知されて、信頼性、透明性を高めるといことにつながるとともに、海外からの投資促進等、経済活動の拡大、日本の国際競争力に寄与するものというふうに考えております。

私ども知財事務局としても、引き続きこのような取組をしっかり後押しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**柏木座長** ありがとうございます。

それでは、最後に、本日は本プロジェクトの関係省庁連絡会議での議長であります金子司法法制部長が公務のために欠席されていることから、丸山司法法制課長から一言お願いいたします。

○**丸山課長** 司法法制課長の丸山です。

本来、部長の金子から御挨拶申し上げるべきところですが、本日は他用のため出席できなかったことにつきまして、お詫び申し上げます。

そして、柏木座長や委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中御出席いただき、また大変貴重な御意見を多数頂戴しまして、誠にありがとうございました。

皆様から頂きました御意見は、関係省庁連絡会議で速やかに報告させていただき、令和3年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの更なる推進のため、関係省庁と連携の上、取り組んでまいる所存です。

柏木座長をはじめ、各委員の皆様方の御尽力、御協力につきまして改めて感謝申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○**柏木座長** それでは、本日はこれをもって閉会といたします。

本日は御協力ありがとうございました。

以上